

指定給水装置工事事業者指定更新時確認書

年 月 日

指定番号

事業所の名称

1 指定給水装置工事事業者の業務内容

(1) 営業状況

営業日	
営業時間	
休業日	
電話番号	
FAX番号	
公表（ホームページ等への掲載を含みます）の可否： 可 <input type="checkbox"/> 不可 <input type="checkbox"/>	

(2) 業務内容

ア 新設・改造工事

配水管からの分岐 ～ 水道メーター	水道メーター ～ 宅内給水装置
可 <input type="checkbox"/> 不可 <input type="checkbox"/>	可 <input type="checkbox"/> 不可 <input type="checkbox"/>

イ 修繕

水漏れや故障の修繕、取替			埋設部	給水設備	
蛇口 (混合水栓等)	トイレ	屋内配管	給水管	受水槽	ポンプ
可 <input type="checkbox"/> 不可 <input type="checkbox"/>					

公表（ホームページ等への掲載を含みます）の可否： 可 <input type="checkbox"/> 不可 <input type="checkbox"/>
--

- * 業務内容に変更が生じた場合には、速やかにその旨を届け出るようお願いします。
- * 複数の事業所を申請している場合は、このページをコピーして事業所ごとの情報を記入してください。

2 給水装置工事主任技術者等の研修受講実績（過去5年以内）

以下のいずれかについて記入してください。

- ・給水工事技術振興財団の給水装置工事主任技術者研修

「eラーニング」「給水装置工事主任技術者現地研修会」

※受講を証明する書類（修了証等）の写し（eラーニングの受講終了時に終了年月日が表示されますので、その画面を印刷したものなど）を添付してください。

- ・自社内研修

※別紙「給水装置工事主任技術者等の自社内研修明細書」にも記入してください。

★本市の研修受講者は記録していますので記入不要です。

★他の自治体を実施する研修会は記入不要です。

受講者名（公表対象外）	研修会名、実施団体	受講年月日
公表（ホームページ等への掲載を含みます）の可否： 可 <input type="checkbox"/> 不可 <input type="checkbox"/>		

* 行数が足りない場合には、必要に応じてコピー等をしてください。

* 水道法施行規則 第36条

* 法第25条の8に規定する国土交通省令で定める給水装置工事の事業の運営に関する基準は、次の各号に掲げるものとする。（以下抜粋）

* 4 給水装置工事主任技術者及びその他の給水装置工事に従事する者の給水装置工事の施行技術の向上のために、研修の機会を確保するよう努めること。

給水装置工事主任技術者等の自社内研修明細書

給水装置工事主任技術者等に行った自社内研修がある場合には、その研修について記載してください。

受講者名	研修名	研修内容	研修方法	研修時間
		<input type="checkbox"/> 給水装置及び給水装置工事法に関する最新の技術情報 <input type="checkbox"/> 給水装置の事故事例と対策技術 <input type="checkbox"/> 給水装置の故障・異常の原因と修繕工事法 <input type="checkbox"/> 給水装置工事主任技術者の職務と役割 <input type="checkbox"/> その他 ()	<input type="checkbox"/> 座学・講義 <input type="checkbox"/> 実技 <input type="checkbox"/> その他 ()	<input type="checkbox"/> 30分未満 <input type="checkbox"/> 30分以上 1時間未満 <input type="checkbox"/> 1時間以上 2時間未満 <input type="checkbox"/> 2時間以上
		<input type="checkbox"/> 給水装置及び給水装置工事法に関する最新の技術情報 <input type="checkbox"/> 給水装置の事故事例と対策技術 <input type="checkbox"/> 給水装置の故障・異常の原因と修繕工事法 <input type="checkbox"/> 給水装置工事主任技術者の職務と役割 <input type="checkbox"/> その他 ()	<input type="checkbox"/> 座学・講義 <input type="checkbox"/> 実技 <input type="checkbox"/> その他 ()	<input type="checkbox"/> 30分未満 <input type="checkbox"/> 30分以上 1時間未満 <input type="checkbox"/> 1時間以上 2時間未満 <input type="checkbox"/> 2時間以上
		<input type="checkbox"/> 給水装置及び給水装置工事法に関する最新の技術情報 <input type="checkbox"/> 給水装置の事故事例と対策技術 <input type="checkbox"/> 給水装置の故障・異常の原因と修繕工事法 <input type="checkbox"/> 給水装置工事主任技術者の職務と役割 <input type="checkbox"/> その他 ()	<input type="checkbox"/> 座学・講義 <input type="checkbox"/> 実技 <input type="checkbox"/> その他 ()	<input type="checkbox"/> 30分未満 <input type="checkbox"/> 30分以上 1時間未満 <input type="checkbox"/> 1時間以上 2時間未満 <input type="checkbox"/> 2時間以上

3 適切に作業を行うことができる技能を有する者の従事状況

京都市内において、 「配水管からの分岐～水道メーター」の工事	施行する	<input type="checkbox"/>
	施行しない	<input type="checkbox"/>

※施行するにチェックを入れた場合は、資格を証明する書類等の写し（給水装置工事配管技能者証のコピー等）を添付してください。

（「配水管からの分岐～水道メーター」の工事を施行しない場合には、以下は記入不要です。）

技能を有する者の 氏名 (公表対象外)	配水管への分水栓の取付・ せん孔、給水管の接合、い ずれの経験も有しているか (○・×を記入)	保有している資格等 ※資格等確認書類の名称（下線部）を 記載してください 例. 技能者証、POLITEC
公表（ホームページ等への掲載を含みます）の可否： 可 <input type="checkbox"/> 不可 <input type="checkbox"/>		

*行数が足りない場合には、必要に応じてコピー等をしてください。

***実際の工事に当たっては、申請の都度資格確認を行います**ので、ここに記入されていない方も業務を担当することは可能です。なお、当局が工事を発注する際には資格の有無だけでなく、経験年数による審査も実施します。

※資格等の確認書類（下記①～③についてはコピーを提出してください。）

- ① 配管技能者 認定証 又は配管 技能者証
- ② 配管技能者講習会 修了証書 又は 修了者証
配管技能検定 合格証書 又は 合格者証
- ③ POLITEC 講習会受講証
- ④ 本市独自の技能者（旧資格）として 技能者名簿 に登録されている者

水道法施行規則 第36条

法第25条の8に規定する国土交通省令で定める給水装置工事の事業の運営に関する基準は、次の各号に掲げるものとする。（以下抜粋）

- 2 配水管から分岐して給水管を設ける工事及び給水装置の配水管への取付口から水道メーターまでの工事を施行する場合において、当該配水管及び他の地下埋設物に変形、破損その他の異常を生じさせることがないよう適切に作業を行うことができる技能を有する者を従事させ、又はその者に当該工事に従事する他の者を実施に監督させること。